

こども基本法（令和5年4月1日施行）

（目的）
 ○全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現 ○こども施策の総合的な推進
 （定義）
 ○「こども」とは、心身の発達の過程にあるもの。（18歳や20歳といった一定の年齢の上限無し。）⇒年齢で区切ることにより、必要なサポートが途切れることのないようにするため。
 （こども大綱）
 ○政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱を定めなければならない。（「少子化対策」「子ども・若者施策」「貧困対策」）
 （市町村こども計画）
 ○市町村は、こども大綱（及び都道府県こども計画）を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとする。

こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

【こども施策に関する基本的な方針】
 ・こども・若者を権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る。
 ・こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進める。
 ・こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援する。
 ・良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せに成長できるようにする。
 ・若い世代の生活が安定し、多様な価値観・考え方を大前提とした若い世代の結婚、子育てに希望を持てる取組を行う。
 ・施策の総合性を確保し、関係省庁、地方公共団体、民間団体との連携を重視する。

【こども施策に関する重要事項】
 ○ライフステージを通じた重要事項
 こども・若者の権利の周知、多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり、切れ目のない保健・医療の提供、こどもの貧困対策、障害児支援・医療的ケア児等への支援、虐待防止対策とヤングケアラーへの支援、こどもを自殺・犯罪から守る取組
 ○ライフステージ別の重要事項
 （こどもの誕生前から幼児期まで）切れ目のない保健・医療の確保、こどもの成長の保障と遊びの充実
 （学童期・思春期）安心して学べる質の高い公教育の再生、居場所づくりと小児医療体制の充実、成年を迎える前に必要となる知識の教育、いじめの防止、不登校のこどもへの支援、校則の見直しと体罰の防止、高校中退の予防
 （青年期）高等教育の修学支援、高等教育の充実、雇用と経済的な安定のための取組、結婚の支援と悩みや不安を抱える人へのサポート
 ○子育て当事者への支援に関する重要事項
 子育てや教育に関する経済的負担の軽減、地域の子育て支援や子育て負担の軽減

【こども大綱における目標・指標】
 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を設定。



勘案

シン・子育て王国とっとり計画（令和6年3月策定）

○ライフステージに応じた切れ目のない支援 …… 妊娠・出産期の支援、産後ケアの充実、保育ニーズへの対応、子どもの居場所づくり、出会い・結婚の応援 など
 ○子育て当事者への支援 …… 経済的支援の充実、安心して子育てできる就労環境の整備 など
 ○特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援 …… 社会的養護施策の推進、きこえない・きこえにくい子どもとその家族への支援 など

勘案

米子市のこども計画

少子化対策

子ども・若者施策

（米子市子ども・子育て支援事業計画）
 ○おおむね18歳までの子どもやをその家族等を対象
 ○教育・保育、地域における子育て支援事業の量の見込み（ニーズ）とそれに対する確保方策（時期・整備量）を年次的に設定

（米子市子どもの貧困対策推進計画）
 ○貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの現状や課題を明らかにし、子どもの貧困に対する支援を総合的に実施するもの

（米子市母子保健計画）
 ○妊産婦から出産後の子どもが就学するまでの間のその家族を対象
 ○米子市の母子保健事業を実施することによる目標設定、及び課題の改善に向けた取組の方向性を示すもの